

南宇和高等学校教育振興事業における補助金実施要綱

南宇和高等学校教育振興事業における補助金実施要綱（令和5年4月1日制定）の一部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、南宇和高等学校教育振興協議会（以下「協議会」という。）が行う南宇和高等学校の生徒に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助金の種類）

第2条 協議会が交付する補助金は、次の各号に掲げる区分に応じ、該当各号に定める金額とする。

（1）遠距離通学費補助金

ア バス定期券購入費 月額 12,000 円（購入額が 12,000 円に満たないときは実費額）

イ 自転車等購入費 25,000 円（購入費が 25,000 円に満たないときは実費額、但し、在学中一回に限る）

（2）各種検定試験受験料補助金 受験料の 5 割（100 円未満切捨て）

※各検定の 2 級以上、もしくは 2 級と同等以上のものに限る

（3）南宇和高校教育世代生徒就学応援金

ア 就学応援金 20,000 円

イ 新入学時加算 50,000 円

2 前項第 1 号ア及びイに規定する費用の補助金は、いずれか一方のみ交付を受けることができる。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1）前条第 1 号アの補助金 路線バスにより通学する生徒

（2）前条第 1 号イの補助金 自転車等通学の許可を得た生徒。ただし、補助金の交付は、在学中 1 回に限る。

（3）前条第 2 号の補助金 検定を受験する生徒

（4）前条第 3 号アの補助金 町外に住所を有する生徒（1 年に 1 回）

（5）前条第 3 号イの補助金 町外に住所を有する生徒（入学時の 1 回に限る）

（申請手続）

第4条 第2条第1号ア及びイに規定する費用の補助金の交付を受けようとする者は、次

の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間に南宇和高等学校遠距離通学費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）を校長に提出しなければならない。

- (1) バス通学費補助金（前期）4月から9月までに購入したバス定期券は、毎年度9月1日から9月20日まで（土日祝日を除く）の間に申請する。
- (2) バス通学費補助金（後期）10月から翌年3月までに購入したバス定期券は毎年度3月1日から3月20日まで（土日祝日を除く）の間に申請する。
- (3) 自転車購入費補助金 自転車購入後、9月20日まで（土日祝日を除く）に申請する。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。

2 第2条第2号に規定する費用の補助金の交付を受けようとする者は、別に配布する検定の受験案内により申込みをする。

3 第2条第3号ア及びイに規定する費用の補助金の交付を受けようとする者は、南宇和高校教育世代生徒就学応援金交付申請書兼請求書（様式第2号）を校長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第5条 校長は申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付を決定し、申請者の指定する補助金振込先に30日以内に振込むものとする。

2 前条第2項に規定する申し込みがあった場合は、受験料徴収時に当該補助金を除した金額を徴収することによって補助金を交付する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。